

令和2年8月吉日

ご家族様・身元引受人様 各位

社会福祉法人仁成福祉協会

新型コロナウイルス感染症への対応方針について

日頃は、当法人の施設運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当法人では、厚労省通達に基づき、新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しておりますが、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応方針についても、併せてご連絡申し上げます。何卒、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 感染症の予防対策について

(1) 入所者様に対する取組み

- ・毎日の検温の実施や、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者様の健康状態や変化の有無等に留意しております。
- ・入所者様に下記の症状がある場合、新潟市保健所（帰国者・接触者相談センター）へ速やかに相談し、保健所の指示に従っております。
 - ア) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ) 重症化しやすい方（*）で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- （*）高齢者、基礎疾患のある方（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・新潟市保健所のPCR検査等の指示がない場合は、「とやの中央病院」または「主治医」と連携し、入所者様の症状に基づき、「入院」または「施設での経過観察」を決定しております。

(2) 職員に対する取組み

- ・入社前に37.5度以上の発熱ある時は入社しません。
- ・入社時にも検温し、37.5度以上の発熱や、倦怠感や息苦しさ、激しい咳等がある場合は、即時退社します。
- ・業務に就く前に、必ず「手洗い」を行います。
- ・勤務中は職員全員が必ずマスクを着用します。
- ・介護に当たっては、使い捨て手袋とマスクを着用します。また、必要に応じてフェイスシールド、エプロン、ガウン等を着用します。
- ・県外へ出向く場合は届出制とし、帰県後も健康観察を継続します。また、感染が拡大する都道府県及びその近郊エリア等に出向いた場合は、2週間の自宅待機とします。
- ・職場外においても「新しい生活様式」に沿って、3密を避け、社会的距離に留意し、マスクの着用・手洗いの励行等の感染予防に努めます。

(3) 納入業者等の立入禁止

- ・備品の納入及び検品は入口にて行い、検温とマスク着用をお願いしています。
- ・商談や面会も、法人から連絡ある場合のみ、検温後にマスク着用にて行います。

(4) 入所者様との面会制限

- ・引き続き、入所者様のご健康をお守りし、大規模な集団感染を予防するため、原則として面会制限を行っております。
- ・「緊急やむを得ない理由」があり面会が必要な場合は、施設の相談員にお申し出ください。

2. 感染者が発生した場合の対応について

(1) 入所者様の介護（ケア）

- ・感染者は原則として入院となりますが、地域の発生及び病床等の状況によっては、入院調整迄の一時的な期間、新潟市保健所等の指示により、施設で入所継続となる場合があります。
- ・濃厚接触者については保健所の指示に従います。職員が濃厚接触者とされた場合は、自宅待機を行い、職場復帰時期については保健所の指示に従います。
- ・感染した入所者様、濃厚接触者及びその他の入所者様については、新潟市保健所と相談のうえ、区分した居室で介護し、生活空間の分けを図ります。
- ・感染した入所者様、濃厚接触者及びその他の入所者様の介護の当たっては、可能な限り担当職員を区分して対応します。
- ・感染した入所者様、濃厚接触者及びその他の入所者様について、検温等を行い、呼吸状態及び症状の変化を確認し、咳や呼吸が苦しくなる等の症状が出た場合は、速やかに医師と相談し、保健所へ連絡します。
- ・職員の感染等により、介護（ケア）に十分な職員を配置できない場合は、入浴・オムツ交換・トイレ誘導・リハビリ等につきまして、実施回数を減らす場合があります。
- ・そうした場合であっても、当法人の他施設からの助勤（応援）体制をとり、人員確保に努めます。

(2) 物資（マスク等）の確保

- ・新型コロナウイルスの感染拡大が発生した当初より、下記の物資について全施設での必要数量の確保に努めています。
サージカルマスク、フェイスシールド、消毒用アルコール、使い捨て手袋、エプロン、長袖ガウン

感染を予防するためには適切なマスクの着用、手洗い、3密を避けることが大切です。
ご家族の皆様におかれましてもご励行ください。

以上